

事務連絡
令和3年6月8日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、新型コロナワクチンの職域接種を令和3年6月21日から開始することが可能とされ、同年6月8日に職域接種の申請受付が開始されたところです。

また、新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等に基づき、新型コロナウイルスの罹患等により現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から工期延長等の申し出があった場合で必要があると認められるときにおける工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた場合に要した費用の上乗せ等の柔軟な契約変更等、適切な対応をお願いしてきたところです。

今般、新型コロナワクチンの職域接種の申請受付開始を踏まえて、建設業者団体宛てに職域接種への積極的な対応について、別添1のとおり通知したところであり、公共工事の受注者における円滑な職域接種の実施を図る観点からも、令和3年4月25日付け国不入企第3号等に基づいた上記措置について、必要に応じ適切なご対応を行っていただきますようお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添2のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

事務連絡
令和3年6月8日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る職域接種への積極的な対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け事務連絡）等に基づき、適切な対応をお願いしてきたところです。

また、令和3年5月31日には「企業による職域接種に関するアンケート」を送付し、職域接種の希望調査にご協力いただいているところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、新型コロナワクチンの職域接種を令和3年6月21日から開始することが可能とされ、同年6月8日に職域接種の申請受付が開始されたことを踏まえ、貴職におかれましては、引き続き当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事務連絡
令和3年6月7日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年5月28日に厚生労働省健康局予防接種室及び経済産業省生活物資等供給確保戦略室から関係省庁に対し「職域接種の要望確認について」（別紙1）が発出されたことを踏まえ、国土交通省不動産・建設経済局建設業課から建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体に対し、「企業による職域接種に関するアンケート」（以下「アンケート」。別紙2）により、6月4日に一次締切、同月11日に二次締切として職域接種の希望について調査が行われているところである。

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月7日付け国会公契第29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412

号、国営計第 118 号、国港総第 514 号、国港技第 65 号、国空予管第 580 号、国空空技第 282 号、国空交企第 206 号、国北予第 46 号。) 及び「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和 3 年 4 月 5 日付け国会公契第 1 号、国官技第 2 号、国官総第 1 号、国営管第 4 号、国営計第 9 号、国港総第 7 号、国港技第 2 号、国空予管第 7 号、国空空技第 2 号、国空交企第 2 号、国北予第 1 号。) 等に基づき、受注者の希望に応じた一時中止措置や感染拡大防止対策に係る設計変更等について取扱いを定めたところであるが、受注者から職域接種に伴う一時中止措置や設計変更の希望がある場合等には、同通知に基づき遺漏なきよう措置されたい。